

# 神奈川県社協保育士修学資金貸付事業実施要綱

## 第1 目的

この事業は、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸付け、修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保を図ることを目的とする。

## 第2 事業の実施主体

本事業は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

## 第3 用語の定義

- 1 この要綱において、「保育士」及び「保育士業務」とは、児童福祉法（昭和22年法律164号）第18条の4に規定するものをいう。
- 2 この要綱において、「養成施設」とは、児童福祉法第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。
- 3 この要綱において、「保育所等」とは、別表1に掲げる施設をいう。また、神奈川県内の保育所等における保育士業務について、以下、「返還免除対象業務」という。  
なお、養成施設卒業後、国立児童自立支援施設等（国立高度専門医療研修センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。）において業務に従事する場合及び東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）において業務に従事する場合は、返還免除対象業務に従事した場合と同様に取り扱うものとする。
- 4 この要綱において、「中高年離職者」とは、養成施設の入学時において45歳以上の者であって、離職して2年以内の者をいう。

## 第4 貸付対象者

- 1 保育士修学資金を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。
  - (1) 養成施設に在学する者であって、神奈川県内（横浜市・川崎市を除く）に在住、または、神奈川県内（横浜市・川崎市を含む）に所在する養成施設に在学していること。
  - (2) (1)の養成施設を卒業後、保育士として5年間（中高年離職者にあつては3年）、引き続き神奈川県内（横浜市・川崎市含む）の保育所等で返還免除対象業務に従事しようとする意思を有すること。
  - (3) 学業優秀であること。
  - (4) 家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められる者。ただし、第6の1の(3)に規定する生活費の加算については、次のいずれかに該当

する者に限る。

ア 貸付申請時に生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者の存する世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）の者

イ アに準ずる経済状況にある者として、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税措置

(イ) 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免

(ウ) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免

(エ) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(5) 他の都道府県等又は都道府県等が適当と認める団体から同種の修学資金を借り受けていないこと。

2 貸付対象者については、入学年度以降に貸付を希望する者も対象とすることができる。

3 他の都道府県等から重複して貸付を受けることはできない。また、生活福祉資金貸付事業のほか、国や地方公共団体等が行う他制度により貸付や補助等を受ける場合、貸付を受けられない場合がある。

## 第 5 貸付期間

1 養成施設に在学する期間とし、貸付期間は 2 年間を限度とする。

なお、貸付期間は継続した 2 年間とし、修学期間が 2 年以上ある場合は、卒業年次を含めた 2 年間を貸付期間の上限とする。

2 病気等の真にやむを得ないと県社協会長が認める事由により留年した期間中においては、この間の資金交付はしないが、貸付期間のうちに含めることができるものとする。

なお、この場合、貸付対象者は留年期間について休学等届（様式 7）にて届け出るものとする。

## 第 6 貸付金額等

1 貸付額は、以下のとおりとする。

(1) 修学資金（学費相当）

貸付額は月額 50,000 円以内の貸付対象者が希望する額とする。

また、修学資金は、養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費等（生活費加算に係る貸付額については、在学中の生活費を含む。）に充当するための貸し付けとする。

(2) 就職準備金（卒業時） 200,000 円以内

ただし、就職準備金のみを貸し付けることはできない。

(3) 生活費加算 別表 2 のとおりとする。

ただし、生活費加算分のみを貸し付けることはできない。

なお、貸付申請時における年齢及び居住地の額を加算額とし、加齢及び居住地の変更ともなう金額の見直しは行わない。

また、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

## 2 貸付金は無利子とする。

## 第7 貸付けの申込み

本事業による貸付けを受けようとする者は、在学する養成施設の長の推薦を受けて申請するものとする。

## 第8 貸付対象者の選定及び決定

1 県社協会長は、資金の貸付申請があったときは、この審査を行い、貸付けの可否を決定し、結果を申込者に通知するものとする。

なお、審査にあたって次の点に留意する。

(1) 貸付対象者の選定にあたっては、養成施設からの推薦状等をもとに公正かつ適切に行う。

(2) 中高年離職者については、離職証明等により離職状況を確認する。

(3) 生活費加算の貸付対象者については、県社協会長が別に定める手続きにより選定を行うものとする。

2 本事業による貸付けは、県社協会長と貸付対象者との契約により行うものとする。

## 第9 貸付の方法

1 修学資金の交付は銀行口座振込によることとし、借受者が養成施設に在学していることを確認した後、借受者の口座に直接振込むこととする。

2 県社協会長は、当該貸付決定に係る修学資金を四半期ごとに3月分交付する。ただし、特別の理由があるときは、さらに3月分を限度として合わせて交付することができるものとする。

3 生活費加算を受ける場合は、生活加算分のみ毎月20日（金融機関が休業日にあたる場合は、直前の営業日）に交付するものとする。

また、生活費加算を受ける場合は、毎年度、その世帯の経済状況について県社協会長に報告するものとし、県社協会長はこれを確認したうえで交付するものとする。

4 修学期間中に休学又は停学等の処分を受けた場合は交付を休止するものとし、再度復学となったときから交付するものとする。なお、就職準備金については、休学、停学の事由等による貸付の休止をおこなった場合、あらためて交付時期等を確認することとする。

5 第4条の3における他制度と本事業の併用が認められた場合にあつて、貸付期間及び貸付金額などに変更が生じた際は、貸付を受けようとする者の申請をもって貸付期間及び貸付金額変更の審査を行う。

6 貸付期間及び貸付金額に変更が生じた場合であつて、すでに他制度と重複して借受

けた金額については返還義務が発生する。その返還方法は、次回以降の貸付送金額より控除することで返還金に充当することも可能とする。

- 7 申し出なく他制度と本事業を併用した場合については、貸付金の一括返還を求めることとする。

## 第10 保証人

- 1 修学資金等の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならないが、修学資金等の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。

ただし、貸付を受けようとする者が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。

- 2 保証人は、修学資金等の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。（以下、「連帯保証人」という。）
- 3 連帯保証人については、日本国内に居住する貸付申請時に20歳以上で、原則として65歳未満の独立の生計を営む等、安定した収入がある者で、外国籍の場合は、在留資格が永住者であることとする。
- 4 申請者が生活保護受給世帯及びそれに準ずる世帯の者であるとき、連帯保証人は返還の資力があり、申請者とは別生計を営む者を立てることとし、申請者が未成年の場合は、法定代理人以外の者を連帯保証人として立てるものとする。
- 5 連帯保証人は、貸付申請時に住民票（3か月以内に発行のもの）を県社協会長に提出するものとする。また、貸付決定後、保育士修学資金借用証書（様式4）の提出時に印鑑登録証明書（3か月以内に発行のもの）を県社協会長に提出するものとする。  
なお、生活費加算の申請をする場合は、連帯保証人の収入状況等がわかる書類もあわせて提出することとする。
- 6 貸付が決定し、契約締結をした後、連帯保証人を追加・変更しようとするときは、貸付けを受けた者（以下、「借受者」という。）が県社協会長に連帯保証人変更・追加申請書（様式20）にて変更申請を行い、承認を受けなければならない。

## 第11 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 県社協会長は、貸付契約の相手方（以下「借受者」という。）が次に掲げる事由により資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
  - (1) 退学したとき
  - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
  - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき

- (4) 死亡したとき
- (5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
- 2 県社協会長は、借受者が修学資金等の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除する。
- 3 借受者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金等の貸付けを行わないものとする。

#### 第12 返還債務の当然免除

- 1 県社協会長は、借受者等が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金等の返還の債務を免除するものとする。
  - (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、神奈川県内（横浜市・川崎市含む）で返還免除対象業務に従事し、かつ、5年間（中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き返還免除対象業務に従事したとき。
  - (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、借受者が業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 返還免除対象期間の計算については次に掲げる方法によるものとする。
  - ア 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
  - イ 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上
- 3 保育士登録を行った者が神奈川県内の保育所等に採用されたが、返還免除対象業務以外の業務に配属された場合については、県社協会長が本人の申請に基づき返還免除対象業務に従事する意思があると認めた場合、要綱第12の1の(1)の「卒業した日から1年以内」を「卒業した日から2年以内」と読み替えるものとする。
- 4 法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入する。
- 5 返還免除対象業務に従事後、次のいずれかの事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には参入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱う。
  - ア 災害、疾病、負傷による休暇、休業又は退職（返還免除対象業務に復職又は再就業する意思がある場合に限る。）
  - イ 出産、育児、介護による休暇、休業又は退職（返還免除対象業務に復職又は再就業する意思がある場合に限る。）
  - ウ その他やむを得ない事由

#### 第13 返還債務の裁量免除

- 1 県社協会長は、借受者が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内におい

て免除できるものとする。

- (1) 借受者が死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

- (2) 借受者が長期間所在不明となっている場合等修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 神奈川県内（横浜市・川崎市含む）において、借受者が2年以上返還免除対象業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

- 2 上の（1）及び（2）の返還債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用することとする。

また、（2）による免除を行う場合は、県等の承認を受けることとする。

- 3 返還債務の裁量免除の額は、県内において返還免除対象業務に従事した期間を、本事業による貸付けを受けた期間（この期間が2年に満たないときは2年とする。）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。
- 4 返還債務の免除を受けようとする者は、県社協会長に返還猶予期間終了の2月以内に、修学資金返還免除申請書（様式15）及び業務従事期間証明書（様式13）等必要な書類を添付して提出しなければならない。
- 5 複数の保育所等に従事した場合は、それぞれにおける業務従事期間について業務従事期間証明書（様式13）を提出しなければならない。なお、転職のために従事できなかった期間がある場合、返還免除対象期間には算入しないものとするが、2月以内までは引き続き返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱う。

#### 第14 返還債務の履行猶予

##### 1 当然猶予

県社協会長は、修学資金の借受者が修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設等に在学している期間は、借受者の申請により、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

##### 2 裁量猶予

県社協会長は、修学資金の借受者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、借受者の申請により、履行期限の到来していない修学資金等の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 養成施設卒業後1年以内に返還免除対象業務に従事するために就職活動をしているとき
- (2) 神奈川県内（横浜市・川崎市含む）において借受者が返還免除対象業務に従事して

いるとき

- (3) 神奈川県内（横浜市・川崎市含む）の保育所等に採用された借受者が要綱第12の3に該当するとき
  - (4) 借受者が災害、疾病、負傷、出産、育児、介護により休暇、休業又は退職となったとき（返還免除対象業務に復職又は再就業する意思がある場合に限る。）
  - (5) その他やむを得ない事由があるとき
- 3 上の1及び2により返還債務の履行猶予を受けようとする者は、猶予が必要となる事由が発生した日から2月以内に、県社協会長に修学資金返還猶予申請書（様式10）と関係書類を添付して提出しなければならない。
- 4 上の2の(4)及び(5)により返還債務の履行猶予を受けようとする者は、猶予が必要となる事由ならびに猶予期間の根拠のわかる書類を申請書に添付して提出しなければならない。
- (1) 災害については罹災証明書
  - (2) 疾病、負傷については医師による診断書（様式17）
  - (3) 出産・育児については母子手帳の写し等
  - (4) 介護については介護保険証の写し等
  - (5) その他、やむを得ない事由がわかる書類
- 5 上の2の(4)における「退職となったとき」の「返還免除対象業務に復職又は再就業する意思がある場合に限る」については、退職から復職又は再就業までの期間を原則1年とし、復職又は再就業までの期間が予測できない場合については、猶予を認めないものとする。

## 第15 返還

- 1 修学資金等の借受者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、貸付けを受けた修学資金等を返還しなければならない。
  - (1) 貸付契約が解除されたとき。
  - (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。
  - (3) 借受者が神奈川県内（横浜市・川崎市含む）において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
  - (4) 借受者が神奈川県内（横浜市・川崎市含む）において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
  - (5) 借受者が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 修学資金の返還をしなければならなくなった者は、すみやかに修学資金返還明細書（様式16）を県社協会長に提出しなければならない。
- 3 返還方法は、原則として、月賦による均等払方式によるものとする。ただし、いつで

も繰上返還することができる。

- 4 債務の返還を履行する場合は、貸付期間の2倍以内の期間に、原則として、県社協会長が指定する口座に振り込むこととする。

ただし、生活費加算を借り受けた者は、返還期限を8年以内とする。

なお、上による返還期限内において借受者が修学資金返還明細書（様式16）によって返還回数及び返還期間を申し出た場合は、借受者が申し出た返還期間の最終月末日を返還期限とする。

#### 第16 延滞利子

県社協会長は、借受者が正当な理由なく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

なお、令和2年4月1日以降貸付決定者より適用し、令和2年3月31日以前に貸付を受けた者については従前の年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費として、これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

#### 第17 借受者等の責務

- 1 借受者は、養成施設を卒業した後、1月以内に次にあげる書類を県社協会長に提出しなければならない。

(1) 卒業証明書の写し

(2) 保育士修学資金等（借受内容）確認書（様式9）

(3) 保育士登録届（様式8）

(4) 保育士証の写し（期日までに整わない場合は、保育士登録済通知書の写しを先に提出し、保育士証の写しを後日送付することとする）

また、卒業後、返還免除対象業務への従事等により返還猶予を申請する場合は、上記の（1）から（4）に加えて、修学資金返還猶予申請書及び業務従事届等、必要な書類を添えて申請することとする。

- 2 借受者は次の場合に必要書類の提出をもって県社協会長に届け出なければならない。

(1) 貸付決定となった修学資金を辞退するとき 辞退届（様式6）

(2) 在学中の休学・停学・留年・退学及び復学・転学をしたとき 休学等届（様式7）

(3) 返還猶予期間中の業務従事先及び従事業務等の変更したとき及び従事先を休職・退職したとき 業務従事先等に係る変更届（様式19）

(4) 借受者・連帯保証人の住所・氏名等の変更があったとき 住所・氏名等変更届（様式14）

(5) 連帯保証人・借受者が死亡したとき 死亡届（様式18）

- 3 返還猶予期間中等の借受者に対する状況確認は毎年実施するものとし、借受者がこの調査を受けた場合は、速やかに県社協会長に状況報告を行うものとする（様式12）。



## 第18 保存すべき書類

県社協会長は、資金の取扱いに当たっては、事務分掌を明確に定め、次に掲げる書類を備え付け、常に責任の所在及び貸付業務の実施状況を明らかにしておかなければならない。

### 1 備え付け又は保存すべき書類

- (1) 貸付申請書
- (2) 貸付金返還猶予申請書
- (3) 貸付金返還免除申請書
- (4) 各種変更届・申請書
- (5) 貸付決定（不承認）通知書（写）
- (6) 借用証書
- (7) 貸付台帳（各種システム帳票を含む）
- (8) 貸付金返還猶予承認（不承認）通知書（写）
- (9) 貸付金返還免除承認（不承認）通知書（写）
- (10) 収支予算書、収支補正予算書、決算報告書
- (11) 事業計画書、事業報告書
- (12) 経理状況報告書
- (13) 貸付金返還金受払簿（写）
- (14) 返還免除状況表
- (15) 貸付金返還状況表
- (16) 発受信文書
- (17) その他県社協会長が必要と認める書類

### 2 書類の保存期間

県社協においては、上の1に掲げた書類について、以下の基準に従い保存しなければならない。

- (1) 永久保存  
予算書、決算書、事業計画書、事業報告書
- (2) 事業終了後10年間  
経理状況報告書、貸付金返還金受払簿、貸付台帳等の経理処理に関する書類
- (3) 返還完了もしくは返還免除後5年間  
借受者別に作成される各種申請書・通知書等

## 第19 会計経理

- 1 本事業の実施に当たっては、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。）に基づき、サービス区分において明確に区分を設け経理する。
- 2 この事業を実施している間において、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該

年度の前年度に発生した返還金は、前項に規定する当該事業の会計区分に繰り入れるものとする。

- 3 この事業を廃止した場合、その時点において県社協が保有する補助金の残額及びその年度以降毎年度その年度において返還された修学資金等に相当する金額を県に返還するものとする。

## 第20 県への報告等

- 1 県社協は、本事業を実施するにあたり貸付計画を作成し、県の承認を受けるものとする。

また、当該計画を変更する場合においても、県の承諾を受けるものとする。

- 2 県社協は、毎年度10月に、前年度10月から3月までの貸付実績と、当該年度4月から9月までの貸付実績について、県知事に報告するものとする。
- 3 県社協は、毎年度終了後、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の実績を記載した保育士修学資金貸付事業実績報告書（第2号様式）を作成し、県知事に報告するものとする。

## 第21 資金の管理等

- 1 県社協会長は、資金を貸付事業の目的以外に使用してはならない。
- 2 未貸付金は銀行への預金若しくは貯金等、元本が確実に保証される方法により保管する（円滑な貸付に支障が生じない範囲の額に限る。）ものとする。

## 第22 その他

この要綱に定めるほか、事業の実施に必要な事項については別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年10月27日より施行し、平成28年4月入学生より適用する。

### 附 則

この要綱は、平成29年2月28日より施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年5月10日より施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年6月16日より施行し、令和2年4月1日より適用する。

### 附 則

この要綱は、令和2年9月25日より施行し、令和2年4月1日より適用する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

別表1（要綱第3の3関係）

1	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する、「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」
2	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの ア）教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設 イ）次の（3）に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
3	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
4	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
5	児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
6	児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項による届出を行ったもの
7	児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
8	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
9	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの ア）法59条の2の規定により届出をした施設 イ）ア）に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 ウ）雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ）「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ）国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設 カ）企業主導型保育事業

別表 2 (要綱第 6 の 1 の (3) 関係)

	1 級地— 1	1 級地— 2	2 級地— 1	3 級地— 1
19 歳以下	43,000	41,000	39,000	35,000
20 歳~40 歳	41,000	39,000	37,000	34,000
41 歳~59 歳	39,000	37,000	35,000	32,000

1 級地— 1 : 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、三浦郡葉山町

1 級地— 2 : 横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、座間市

2 級地— 1 : 伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、高座郡寒川町、中郡大磯町・二宮町、足柄上郡大井町・松田町・開成町、足柄下郡箱根町・真鶴町・湯河原町

3 級地— 1 : 足柄上郡中井町・山北町、愛甲郡愛川町、清川村